

令和7年（ラ）第1003号 宗教法人解散命令に対する抗告事件

抗 告 人 宗教法人世界平和統一家庭連合

相 手 方 文部科学大臣

利害関係参加の申出に対する意見書

令和7年7月30日

東京高等裁判所第11民事部 御中

相手方指定代理人 前 田 幸



相手方は、小嶋希晶外7名（以下「申出人ら」という。）の令和7年7月10日付け利害関係参加申出書（以下「本件申出書」という。）による申出人らを参加人とする利害関係参加の申出（以下「本件申出」という。）に対し、以下のとおり意見を述べる。

略語等は、本書面において新たに用いるもののほか、原決定又は相手方の主張における従前の例による。

第1 意見の趣旨

本件申出は、速やかに却下されるべきである。

第2 意見の理由

1 本件申出の要旨

申出人らは、いずれも抗告人の信者である上、申出人らのうち3名は、抗告人の職員であるところ、①抗告人に対する解散命令により、「信教活動を著しく制限され」るなどして、申出人らの信教の自由が害される上（本件申出書2ないし4ページ）、抗告人の職員である上記3名については、本件宗教法人との「雇用関係において影響を受ける」（本件申出書4ページ）ため、非訟事件手続法21条2項所定の「裁判を受ける者となるべき者以外の者であって、裁判の結果により直接の影響を受けるもの」に該当すること、②宗教法人法81条7項が、解散命令請求に係る手続につき、非訟事件手続法の定めるところによるものとし、非訟事件手続法30条に基づいて当該手続を非公開とすることは、憲法違反であり、「裁判の公開の趣旨に鑑みても、裁判の結果により直接の影響を受ける利害関係人たる申出人らによる手続参加は許容されるべきである」（本件申出書6ページ）ことから、申出人らによる利害関係参加を認めるべきである旨主張する。

2 申出人らは、非訟事件手続法21条2項の要件に該当するものではなく、本件申出はいずれも却下されるべきこと

(1) 「裁判の結果により直接の影響を受けるもの」(非訟事件手続法21条2項)の意義については、「当事者または裁判を受ける者に準じ、裁判の結果により自己の法的地位や権利関係に直接の影響を受ける者」をいうと解すべきであり、文献上、具体例として、会社について清算人を選任したり、解任したりする場合における当該会社や、新株発行の無効判決後の払戻金の増減の申立てがされたときに払戻金の上に質権を有する者等が挙げられている(金子修編著「逐条解説非訟事件手続法」78ページ)。

(2) そして、宗教法人の解散命令の制度は、「専ら宗教法人の世俗的側面を対象とし、かつ、専ら世俗的目的によるものであって、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に容かいする意図によるものではなく」、解散命令によってその信者らが行う宗教上の行為に何らかの支障を生ずることが避けられないとしても、「その支障は、解散命令に伴う間接的で事実上のものであるにとどまる」とされている(最高裁平成8年決定)。

そうすると、宗教団体である原告人の信者である申出人らは、原告人に対する解散命令によって宗教上の行為に何らかの支障を生ずることがあるとしても、その支障は、解散命令に伴う間接的で事実上のものであるにとどまるから、原告人に対する解散命令により「当事者または裁判を受ける者に準じ、裁判(解散命令)の結果により自己の法的地位や権利関係に直接の影響を受ける者」に当たると認めることはできない。

(3) また、原告人と雇用契約を締結している職員についてみても、解散命令は原告人の宗教法人としての法人格を剥奪するという効果を有するものであり、これが正に裁判の「結果」である。そして、当該雇用契約の帰すうは、解散命令の確定後にされる手続ではあるが、飽くまで裁判所の監督の下に清算人が行う手続である清算手続において判断されるべきものであり、解散命令そのものは清算人の清算手続の処理内容に何らかの影響を与えるものではない。そうすると、原告人に対する解散命令という裁判の「結果」によって、当該雇用契約の

帰すうに直接何らかの影響を与えるとはいえないことが明らかである。したがって、上記の職員についても、「当事者または裁判を受ける者に準じ、裁判（解散命令）の結果により自己の法的地位や権利関係に直接の影響を受ける者」に当たると認めることはできない。

- (4) なお、念のため、申出人らが「当事者となる資格を有するもの」に当たり得るかについてみても、そもそも、本件において「当事者となる資格を有する」のは、本件解散命令請求に対する決定を受ける立場にある抗告人であり、その信者あるいは職員である申出人らは、およそ「当事者となる資格を有するもの」に当たらない。実質的にみても、前記1のとおり、申出人らは本件解散命令請求の棄却又は却下を求めていることは明らかであるところ、本件解散命令請求に対する決定を受ける立場にある抗告人は、本件の手続に利害関係参加し、手続追行の機会が担保されており、申出人らに本件の手続追行の機会を保障しなければならない理由はない。

- (5) 以上によれば、申出人らは、本件手続において、非訟事件手続法21条2項の要件に該当するものではない。

3 本件手続を非訟事件手続法30条に基づき非公開としていることは、申出人らの利害関係参加を認めるべき根拠となるものではないこと

申出人らは、前記1のとおり、非訟事件手続法30条に基づき、解散命令請求に係る手続を公開しないことが憲法に違反するなどとる主張する。

しかし、非訟事件手続法30条に基づき、解散命令請求に係る手続を公開しないことが憲法に違反しないことは明らかであるし、この点をおいてみても、申出人らについて利害関係参加を許可するためには、非訟事件手続法21条2項の要件に該当することが前提となるところ、前記2のとおり、申出人らは、同要件に該当しないのであるから、申出人らの主張はその前提を欠くものであって失当である。

第3 結語

以上のとおり、申出人らは、非訟事件手続法21条2項の要件に該当するものではない。また、本件手続はすでに抗告審において審理されており、申出人らに参加させることを相当とする事情も見当たらない。

よって、本件申出は速やかに却下されるべきである。

以 上